

判例研究

〔商法 六六八〕

いわゆるデッドロックの状況にある株式会社の解散請求が認められなかった事例

東京地判令和六年一〇月九日
令和五年(ホ)第六一五七号会社解散請求事件
金融商事判例一七〇八号三八頁

〔判示事項〕

八三三条一項一号に該当するには、一方株主により他方の株主の意向が反映されない状態が継続していたりするといっただけでは足りず、会社の運営上必要な意思決定を行うことができず、会社の業務が著しく停滞し、かつこれに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するというべきである。

〔参照条文〕

会社法八三三条

〔事実概要〕

Y社は、平成一九年二月五日に設立された、精神科専門医によるカウンセリング業務等を目的とし、発行済株式総数一八〇株、資本金九〇〇万円の株式会社（取締役会非設置）である。Y社の取締役は、A代表取締役一名であったが、平成二七年三月二〇日のXの取締役就任により二名となった。同社は、従業員数九名程度、取引先企業数は一〇五社程度であり、取引先企業に対する産業医、精神科医の供給等の業務を行っている。

Xは、Y社の発行済株式の五〇％に当たる九〇株を保有

する株主である。Xは、平成二十七年三月二〇日、Y社取締役就任し、現在も、取締役権利義務者である。Xは、精神科の医師であり、診療所を開設する医療法人社団B（以下、B法人という）の理事長である。

Aは、Xの別居中（平成三〇年八月別居開始）の妻であり、Y社の発行済株式の五〇％に当たる九〇株を保有する株主である。Aは、当初からY社代表取締役就任し、現在も、代表取締役権利義務者である。Aは、平成一六年八月二五日から令和元年一〇月三日までの間、B法人の理事長兼事務長として、B法人及びB法人が開設した診療所の事務を処理していた。

Y社において、設立時の平成一九年二月五日から令和二年三月まで、株主総会が開催されたことはなかった。

Xは、令和元年一月頃、Y社の少数株主の立場で、代理人弁護士を通じ、Y社とB法人との取引に疑義があるものが多く、Aの取締役としての業務執行について、違法行為差止請求、責任追及等の権利行使をする準備等のためであるなどとして、Y社に対し、過去七期分及び当期の会計帳簿の閲覧謄写請求をした。Y社が、これを拒絶したため、Xは、同月頃、Y社に対する会計帳簿閲覧謄写請求訴訟を提起した。当該訴訟と並行する任意交渉において、令和二

年三月頃までに、一定の会計帳簿の開示がされたが、Y社は、同年四月頃以降、Xが競業行為を行っているなどとして、任意開示を拒絶するようになった。

Xは、令和二年一月頃、Y社の株主兼取締役の立場で、代理人弁護士を通じ、Aに対して、株主総会の開催を求めたが、招集手続はされなかった。Xは、同年三月四日、代理人弁護士を通じ、Aに対し、決算の件及び定時株主総会の議案等及び招集の件を目的とする取締役協議を求めた。

Xは、同月一七日頃、Aに対し、定時株主総会招集請求をしたところ、定時株主総会が開催されたが、計算書類（第一三期）は不承認となった。当該計算書類によれば、令和元年（平成三十一年）の純利益は二〇四七万六八一七円であった。

Y社において、令和二年七月二七日、XとAとの間で取締役協議がされたが、一部の議題について審議未了となった。Xは、同月二八日、取締役の立場で、代理人弁護士を通じ、Aに対し、取締役の協議における議案の継続審理につき、さらに取締役の協議を求めたが、協議は行われなかった。

Xは、令和三年一月頃、Y社の株主兼取締役の立場で、代理人弁護士を通じ、Aに対して、定時株主総会を開催し

て決算承認をしよう求めた。Aは、同年二月頃、計算書類（第一四期）承認の件、取締役の報酬額決定の件及びXの取締役解任の件を議題とする定時株主総会を招集した。

この定時株主総会において、計算書類（第一四期）は不承認、Xの取締役解任議案も否決された。当該計算書類によれば、令和二年の純利益は二九〇三万二六二一円であった。

Xは、令和四年一月頃、Y社の株主兼取締役の立場で、代理人弁護士を通じて、Aに対して、定時株主総会を開催して決算承認をしよう求めた。Y社において、同年二月二十五日、定時株主総会が開催され、Xが欠席した状態で、計算書類（第一五期）の承認決議及び取締役報酬額についての議案を承認する決議がされた。当該計算書類によれば、令和三年の純利益は一二三一万八六〇四円であり、かつ、資産超過の状態にあった。Xは、上記総会決議の取消しを求める訴えを提起したところ、招集について取締役の過半数による決定がないことを理由に決議を取り消す判決がされた。

Xは、令和四年頃、東京地方裁判所に対し、仮取締役兼仮代表取締役選任を申し立てた。申立ての理由は、AがB法人の事務処理を行うに際しY社の利益を図る目的で背任行為を行っており、代表取締役権利義務者として業務執行

を行うことが不適当であるところ、Y社はデッドロック状態にあり、株主総会によって新たな取締役の選任ができないなどというものであった。しかし、東京地裁は、B法人がY社とは別法人である等の理由により、Aに不正行為等があるとはいえないとして、令和五年三月八日、Xの上記申立てを却下した。

Aは、令和五年二月頃、計算書類（第一六期）承認の件及び取締役報酬額決定の件を議題とする定時株主総会を招集した。これに対し、Xが、同月から同年三月にかけ、定時株主総会の招集決定のための取締役協議の実施を求めたため、同年六月二一日、XとAとの間で取締役協議が実施され、定時株主総会の開催日が決定された。Y社において、同年八月三日、定時株主総会が開催され、Xも代理人弁護士を通じて出席をしたが、計算書類（第一六期）は不承認となった。当該計算書類によれば、令和四年の純利益は三〇三万五一一五円であり、かつ、資産超過の状態にあった。Y社の株主であるXが、Y社において、会社法八三三条一項一号の「株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき」及び同項二号の「株式会社の子会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株

「株式会社の存立を危うくするとき」と評価でき、かつ、株主総会及び取締役協議がデッドロックの状況にあり、事態を開閉するのに解散判決以外に公正かつ相当な手段がないから、同項柱書の「やむを得ない事由」があると主張して、Y社を解散するよう求めたのが本件である。

〔判旨〕

「株式会社について、持分会社と異なり、同条一項各号のいずれかの場合に該当した上で、『やむを得ない事由』があるときに解散請求が認められることとされているのは、株式会社においては、債権者等の会社関係者らの利害も踏まえて会社の継続性を重視し、解散請求が認められる場合を限定的にしたものと解されるから、同条一項一号に該当するには、一方株主により他方の株主の意向が反映されない状態が継続していたりするというだけでは足りず、会社の運営上必要な意思決定を行うことができず、会社の業務が著しく停滞し、かつこれに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するといふべきである。」

とし、Y社株式を五〇%ずつ保有しているため新たな役員を選任も計算書類の承認もできないこと、Aが取締役協

議を経ることなく株主総会を開催したため、株主総会の取消しが認められたこと、Xが少数株主として行った会計帳簿閲覧請求がAの判断によって拒絶されているなど一定の困難が生じていることが指摘できるとした。

「しかし……いわゆる（二人会社における）デッドロック状態にあるということができるとしても、Y社については、以下の点を指摘することができる。

Y社においてAは、唯一の代表取締役権利義務者として、Y社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。また、Y社の定款一五条が、取締役が複数である場合において、代表取締役を選定することを定めていることに照らせば、少なくとも日常業務に関する業務執行の決定は、代表取締役に委ねられていたものと認めるのが相当であるから、Aは、代表取締役権利義務者として、会社法三四八条三項各号その他の非日常的な業務執行を除き、単独で業務執行の決定をすることができるものと認められる。

したがって、Y社においては、株主総会や取締役会の決議事項とされている事項や上記会社法三四八条三項各号等所定の事項を除き、会社としての意思決定を適法にすることができるといえる。

そして、本件全証拠によるも、Y社の業務そのものが著しく滞っているような事情も認められない……計算書類によれば、利益を上げる資産超過会社と認められるのであるから……Aによる業務の執行自体が、著しく困難な状況にあるとか、これによりY社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるとも認め難い。

Aが、Xの会計帳簿閲覧請求に対して任意開示を拒絶しているという点についても……少なくとも、会計帳簿閲覧等請求事件において判決が出され、これが無視されたというわけでもない現時点における上記拒絶が、不当な業務執行とまでは認められない。

以上のとおり、Y社の業務の執行において著しく困難な状況に至り、Y社に回復することができない損害が生じ又は生ずるおそれがあるとは認められないから……Y社における状況は、株式会社として正常な状態とはいえないものの、会社法八三三条一項一号の事由に該当するとまではいえず、Xの……主張は採用できない。」

〔研究〕

判旨に反対。

一、本件は会社法八三三条一項の会社解散請求について

同一号の「株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき」に該当するかが争われた事例である。本件の原審および控訴審である本件では、いずれも同号に該当するには、一方株主により他方の株主の意向が反映されない状態が継続していたりするというだけでは足りず、会社の運営上必要な意思決定を行うことができず、会社の業務が著しく停滞し、かつこれに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するというべきであるとして、デッドロック状態にあることは認めつつも、会社の継続性を重視して、同号による解散は認めなかった。

なお、本件では同一号の事由が認められるかについても検討されており、Aによる不正な業務執行や財産流出の可能性が主張されたが、具体性がなく、むしろY社の計算書類は税理士の関与により作成されたものであるから当該指摘は採用できないとした点にも特徴がある点が指摘される（金融・商事判例一七〇八号四一頁のコメント、一ノ澤直人「デッドロックの状況にある株式会社の解散請求」私法判例リマックス七十二号（二〇二六年）九七頁）、本稿ではこの点は扱わない。

二、まず、八三三条一項の趣旨について確認しておきたい。

八三三条一項一号の「株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき」の典型例として、五〇%ずつの議決権を有する二派の対立により、新たな取締役の選任も不可能になったケースがあげられる（江頭憲治郎『会社法（九版）有斐閣（二〇二四年）一〇四九頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール一九三三八頁（二〇二一年）（「出口正義執筆部分」、江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系会社法六（二版）』第一法規（二〇二一年）二三五頁（「得津品執筆部分」）。二号の「株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき」とは、取締役が会社の財産を不当に流用し、会社に致命的な損害生じる場合（鈴木竹雄＝石井照久『改正株式会社法解説』日本評論社（一九五〇年）三三三頁、新注会（一三）二六頁（「谷川」、前掲岩原編三三八頁）、または取締役が会社の存立に関わる非行があるが、同人が過半数の議決権を保有するためその是正が期待できないような場合などがあるとされる（前掲江頭一〇四九頁、青竹

正一『新会社法（五版）』（信山社、二〇二一年）七一九頁）。

また、同条一項の柱書にある、「やむを得ない事由がある場合」とは、同条二号に規定のある持分会社においては株式会社で要求される一号、二号のような要件が要求されていないこととの関係で、解散以外に株主の正当な利益を保護する方法がない場合であることが必要とされる（前掲岩原編三三八、三三九頁、なお、後で検討することになるが、同条一項の「やむを得ない事由」は加重要件と解する必要はないという学説もある。後掲伊藤（下）四二頁）。なぜなら、上記二つの場合であつても、取締役・執行役の行為の差止め（三六〇条、四二二条）や、解任の訴え（八五四条）などの他の手段によつて窮境を打開できるのであれば、会社を解散するまでのことはないからである（前掲鈴木＝石井三三三頁、前掲岩原編三三八頁）。したがって、「やむを得ない事由」とは、会社を解散する以外には会社の正常な運営、換言すれば、株主の正当な利益を保護する方法がない場合を意味し、解散がいわば最後の手段である場合を意味するものと解されてきた（新注会（一三）二六頁（「谷川」、青竹七一九頁、前掲岩原編三三八頁）。

なお、本条の沿革としては、合名会社、合資会社につい

ては商法成立当初からやむを得ない事由が生じた場合に各社員が裁判所に対し会社の解散を請求できるという制度が定められていたのに対し、株式会社については一九五〇（昭和二五）年商法改正の際に、アメリカ法にならって株主の会社解散請求制度が導入されており、当時は、株式会社は団体性が強く、資本多数決原理が支配するので、その権利を少数株主権とし、かつ、その請求をなしうる場合について、厳重な制限を加えることとしたとされる（周劍龍「デッドロック状況にある会社に対する株主の会社解散請求権の実現―東京高裁令和六年一〇月九日判決を素材として―」獨協経済一二二号（二〇二六年）三一頁以下。前掲新注会二二三頁、坂巻俊夫『閉鎖的会社の法理と立法』（日本評論社、一九七三年）二〇五頁）。

三、次に、これまでの裁判例においては、どのように考えられてきたのか確認していきたい。

まず、上述のように二派に分かれたデッドロック状態での解散判決においては、一号事由に該当するかを争うものも多く、その趣旨について、大阪地判昭和三五年一月二二日下民集一一卷一号八五頁では、「この規定（筆者注…商法四〇六条ノ二、現行法八三三条）、は、株式会社の団体

性、したがってそこから導かれる多数決の原理と矛盾しても、なおかつ少数株主の利益を保護する必要がある場合を認めて設けられたものである。しかしながら、株式会社の多数決団体たる性格はもとより株式会社の最も根本的な性格であるから、これを犠牲にして少数株主の利益の保護をはかるについては極めて慎重でなければならない。それゆえにこそ、同条は、その第一、二号にかなり厳格な要件を規定したうえ、なお「やむを得ない事由」があつてはじめて解散を請求でき、またそれも訴によらなければならないとしたのであると考えられる。ところで、同条の第一、二号に掲げる要件はともかく、本文にいう「やむを得ない事由」という文言は極めて抽象的な表現であるが、右に説明したようなこの規定の性格から考えると「やむを得ない事由」があるというのは、株式会社解散の手続として判決による以外に方法がないというような形式的な内容ではなく、同条の第一号もしくは第二号に定める場合であつて、しかも一切の事情を考慮してやはり会社を解散するのが相当と考えられる状況にある、すなわち会社を解散することがとりもなおさず会社、および株主の利益を正当に保護するゆえんであると認められるという実質的な内容を持つものと解するのが相当である。（会社を解散するには判決による

以外に方法がないということは必要ではない。たとえば株主総会において解散決議が絶対に成立しないとはい、切れないような場合とか、破産の申立をして、会社の破産により解散することが考えられる場合であつてもよい」とした上で、約束手形の不渡りを出したため、銀行取引を停止され、経営の中心となった取締役が辞任を申し出たまま出社せず株主総会も成立できない状態で会社の営業は全くとん挫してしまった上、会社の積極財産はほとんどなく、原告に対する債務が四〇〇万円余りあるという状態は同一号のいう「会社の業務の執行上著しい難局に逢着し、会社に回復しがい損害を生じ」た場合に当たるということができるとした。

以後、同様の事例では解散を認めるものが多かったが（伊藤靖史「株式会社社の解散の訴え（中）」商事法務二三八七号（二〇二五年）三二頁以下参照。また、「小規模閉鎖会社においてデッドロックに陥っていると認定されれば、裁判所は『会社に回復することのできない損害（またはそれのおそれ）』の要件については比較的緩やかに認めている」との評価もある。北川徹「株式会社社の解散請求が認容された事例」ジュリスト一五六二号（二〇二一年）一一六頁）、解散を認めなかった事例として、大阪高判令和四年三月二

四日金融・商事判例一六六八号三九頁がある。

判旨では、八三三「条一項一号の要件が充足されるためには、株主の間でデッドロック状態が生じていたり、更には、その一方の株主により他方の株主の意向に反する業務執行が行われ、他方の株主において、その意向が反映されないままという状態が継続しているだけでは足りず、デッドロック状態などに伴って、会社の運営上必要とされる意思決定を行うことができないなどにより業務そのものが著しく停滞し、かつ、これに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するものと解するのが相当である」と述べた上で、取締役の任期満了後の選任ができていないとはいえ、三名が取締役としての権利義務を有しており、取締役会も開催され代表取締役を選任する旨の決議を行い、業務執行が継続されていることから、会社としての意思決定は適法に可能となっているとして、現時点において、会社の業務が著しく滞っていると認められないとした。

直近の、東京高判令和五年三月九日金融・商事判例一六六八号二八頁では、八三三条一項一号該当性について、株主の意見対立から膠着状態が容易に解消されることが見込めず、多数決原理に基づく重要事項の意思決定が不可能と

なっているとした上で、現に営むべき事業がない状態で資産を減少させていることから要件が充足されるとし、同条一項のやむを得ない事由についても、株式の譲渡は困難な状況であることから、株主の正当な権利を保護するためには会社を解散して清算を受けるほかないとして、やむを得ない事由があるとした事例がある。

四、学説においては、前述した大阪高判令和四年三月二十四日について、一号事由は、(a)株主間のデッドロック状態(さらに、一方方向の株主の意向が業務執行に反映されない状態の継続)だけでは足りず、(b)そのような状態に伴って、会社運営上必要とされる意思決定を行うことができないなどにより業務そのものが著しく停滞していること、および、(c)これに起因して会社に回復困難な損害が生じまたは生じるおそれがあることが必要とされると分析するものがある(遠藤元一「株主間のデッドロックと解散判決請求の可否」税務事例五六巻一一号(二〇二四年)五七頁、伊藤靖史「株式会社解散の訴え(上)」商事法務二三八六号(二〇二五年)九頁)。

本件もこの考え方に沿った判断をしたものと考えられる。この点、本件評釈においては、東京地判平成二九年一月

一七日(LEX/DB2550228)において、株主総会や取締役会が開催されず役員が選任されていないが、代表取締役権利義務者が存在すること、継続的に当期純利益を計上していることから一号要件を充足しないとしており、本判決では引用していないが、本件との親和性があると指摘するものや(尾形祥「デッドロックの状況にある二人会社の解散請求の可否」ジュリスト一六〇八号(二〇二五年)三頁)、取締役会非設置会社において取締役権利義務者間でのデッドロック状態があっても、代表取締役権利義務者による「日常の業務執行」に支障がないことを理由として、業務停滞要件を満たさず、一号事由の該当性を否定したことに特徴があるだろうと指摘するものもある(前掲一ノ澤九七頁)。

一方で、取締役協議による意思決定が機能不全に陥った結果、代表取締役権利義務者となった者が会社運営を決定し得る状況が継続する点を重視すれば、一号該当性を認めつつ、やむを得ない事由の有無を検討する構成をとることも考えられるとの指摘もある(前掲尾形三頁。なお、「やむを得ない事由」の評価につき、①一切の事情を考慮して会社及び株主利益を正当に保護するなら認められるという考え方、②解散判決を求める以外の他の方法により容易に

救済手段がない場合、③解散が唯一の打開策であることが合理的に認められればよいとする考え方など幅があり（前掲江頭Ⅱ中村二三七頁（得津晶執筆部分）、その選択でも本件評価は分かれようとも述べている）（前掲周四一頁でも、本件判旨について、長期間に渡りAが代表取締役権利義務者の地位にあることは不適法な状態であり、「それにもかかわらず、Y社の運営が会社法八三三条一項一号にいうような会社の業務執行において著しく困難な状態に至っていない」とした本判決の判断には疑問が残る」とする）。

さらに伊藤（伊藤靖史「株式会社Xの解散の訴え〔下〕」二三八八号（二〇二五年）四二頁以下）は、大阪高判令和四年三月二四日から導かれる要件について、一号事由・二号事由は厳密には加重要件と言えず、持分会社にあつてはやむを得ない事由の存否として考慮されるような事情を、株式会社について具体化したものと捉えることも可能であるとし、業務執行者が権利義務者として存在する場合でも、それをもって適法なものと評価できるわけではないとする（田中亘『会社法（五版）』（有斐閣・二〇二五年）七七〇頁も同旨）。また、会社の損害についても、財産状況が著しく悪化した後ではじめて解散が認められるというのでは、解散を求める等分保有株主の利益はほとんど保護されない

ことになる。さらに会社の取引先の有する取引関係維持への期待についても、そのような利益は会社法ルールによって直接保護されることが基本的には予定されないものであり、会社法八三三条一項の解釈においても考慮すべきでない内容に思われる。さらに、会社債権者の利益や社会的損失をどのような範囲まで考慮するかについては業績の相当悪化した会社のみを認めるということになれば、先述したことに同じ問題を生じさせることになるなどと指摘する（前掲伊藤四六頁）。

五、最後に本件に対する検討を行いたい。先行研究では、夫婦間の対立による会社の運営に柔軟に対応しなかったXの保護よりも、取引先企業等の維持を重視して一号事由を否定する判断をしたとの指摘もある他（前掲尾形三頁）、本条一項柱書の「やむを得ない事由」を検討するまでもなく判示したことを会社債権者等の保護や企業維持の要請はすでに各号事由の該当性として評価されているとみるならば、妥当な判断方法だろう。さらに本件ではXを保護すべきやむを得ない事由がないと窺えることから、本判決ではXとAとの夫婦関係をめぐる法的紛争といった事例の特殊性も考慮されたのではないかといった評価がなされてい

る(前掲一ノ澤九七頁)。

一号事由における、「会社に回復困難な損害が生じたは生じるおそれがあるとき」という要件は、文言解釈上は必要要件であり、これを重く捉えたと、本件のように一応、業務執行者が存在して、収益も継続している場合には要件を満たさないとすることになる。本判決はそのような従前の解釈を踏襲し当てはめを行ったのだろう。しかし、株主総会が招集されないか、招集されたとしてもデッドロック状態で新しい業務執行者が選任できず、結果として代表取締役権利義務者が永続的に業務執行を行うという状況であれば、会社に回復困難な損害が生じるおそれを柔軟に認めてもよかつたのではないか(江頭憲治郎『門口正人『会社法大系第四巻』(青林書院・二〇〇八年)二一八頁(鹿子木康執筆部分)。(株主間の対立を反映して、円滑な業務執行が困難で、そこから派生した売上高の減少傾向や信用低下などから会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるものとして、東京高判平成三〇年六月二七日金融・商事判例一五六号五九頁)。特に本件においては、株主双方の協力関係が業務上重要であると思われ、協力関係が破綻しデッドロックになった後は、収益を徐々に減らしている点を考慮することもできたように思われる。

やむを得ない事由についても、解散以外にデッドロックを解消する方法がなければ解散は認められるべきである。

制度上、折半出資の場合にはこうしたデッドロックになるリスクは想定されていたとしても、代表取締役権利義務者が株主総会をえて招集せず支配を続けることは適法な状態とは言えず、さらに他に有力な救済手段もない点は重視されるべき点であるように思われる(問題点を共有するものとして、小規模閉鎖会社につき少数派株主に投下資本回収がない場合には、やむを得ない事由を柔軟に解釈すべきであるが、濫用の恐れもあるため立法的解決が望まれるとの意見もあつた。福田正「閉鎖会社における解散請求」

『現代裁判法大系一七』(新日本法規出版・一九九九年)四三〇頁以下。また、「社団性を貫徹できない小規模閉鎖会社における紛争については、必ずしもゴーイングコンサーンを前提とした会社法的な解決策が適切な対応策とは言えない問題であり、内部関係の人的側面に配慮した対応が必要であろう」との意見もある。藤村知己「デッドロック状況の会社の意思と存続・解散—小規模閉鎖会社における対等出資者間の対立—」白山法学一〇号(二〇一四年)七〇頁)。

また、仮に解散が認められるという救済があれば、主導

権を握る他方は、株式買取などを持ち掛けるなどの交渉を始めるはずである。この点、一九八〇年代の大小会社区区分立法作業において、非公開会社で不公正な取扱いを受けた株主に株式買取請求権を付与する制度の立法化が検討されたが、買受人不払の場合に解散へ直結する危険があることを理由に立法化は実現しなかったとされる（岩城円花「同族会社における少数派株主の保護——日米家族法の視点から——」（一）」法学八九卷二号（二〇二五年）二一四頁、法務省民事局参事官室「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」企業会計三六卷七号（一九八四年）五九頁、法務省民事局参事官室「商法・有限会社法改正試案」企業会計三八卷七号（一九八六年）五〇頁）。しかし、現状においては、業務執行権を持つ株主に株主総会で適切な選任が行われないまま永続的に主導権を維持できる弊害を放置するよりは、主導権を有しない株主からの解散請求を認めることとし、交渉を促すような解決の方が合理的であるように思われる（この点、前掲江頭一〇五〇頁では、「たしかに、株主の有限責任から、合名会社・合資会社より会社財産の価値（継続企業価値）を維持する必要性は大きい」、少数株主の解散判決請求権の実際の機能は、解散という脅威を多数派に認識させることにより、不正

な取扱いを受ける少数派の持株等を多数派に妥当な値段で買い取らせる端緒を開くことにあるのだから、実際の解散を前提に要件を定めることは、必ずしも適切でない」との指摘もある）。

謝辞…本研究はJSPS科研費26K01659の助成を受けたものです。

長畑 周史